

令和6年第6回水巻町議会 定例会 会議録

令和6年第6回水巻町議会定例会第3回継続会は、令和6年12月11日10時06分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番 白石雄二

8番 岡田選子

2番 山口秀信

9番 井手幸子

3番 松野俊子

10番 中山 恵

4番 水ノ江 晴 敏

12番 近 藤 進 也

5番 亀 元 公 一

13番 住 吉 浩 徳

6番 廣 瀬 猛

14番 高 橋 恵 司

7番 名 倉 亮 介

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 吉 田 功

係長 ・ 野 村 育 美

主査 ・ 蔵 元 竜 治

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

| | | | |
|---------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 美 浦 喜 明 | 子育て支援課長 | 松 井 努 |
| 副 町 長 | 荒 卷 和 徳 | 福祉課長 | 舩 津 未 華 |
| 教 育 長 | 小 宮 順 一 | 健康課長 | 植 田 英次郎 |
| 総 務 課 長 | 増 田 浩 司 | 建設課長 | 北 村 賢 也 |
| 企 画 課 長 | 手 嶋 圭 吾 | 産業環境課長 | 大 黒 秀 一 |
| 財 政 課 長 | 洞ノ上 浩 司 | 下水道課長 | 佐 藤 治 |
| 住宅政策課長 | 古 川 弘 之 | 会計管理者 | 寺 田 裕 彦 |
| 税 務 課 長 | 土 岐 和 弘 | 学校教育課長 | 高 祖 睦 |
| 住 民 課 長 | 川 橋 京 美 | 生涯学習課長 | 服 部 達 也 |
| 地域づくり課長 | 藤 田 恵 二 | 図書館・歴史資料館館長 | 山 田 美 穂 |

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和6年12月 定例会
(第6回)

本会議 会議録

第3回継続会

令和6年12月11日

水巻町議会

令和6年第6回水巻町議会定例会 第3回継続会 会議録

令和6年12月11日

午前10時06分開議

議長（白石雄二）

出席13名、定足数に達していますので、ただいまから令和6年第6回水巻町議会定例会第3回継続会を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（白石雄二）

日程第1、一般質問について。これより一般質問を行います。1番、公明党。松野議員。

3番（松野俊子）

松野です。公明党を代表いたしまして、冒頭質問をいたします。

まず最初に、不登校児童生徒の支援強化について。

全国の小・中学校では、不登校の児童・生徒数が急増し、約30万人となる中、文部科学省は令和5年3月31日に、誰1人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していくとの「COCOLOプラン」を発表しました。

1、不登校の子どもを支援していく上で、その保護者を支援していくことはとても重要であり、不登校の子どもの保護者の会は、非常に重要な役割を果たしています。しかし、現状では行政からの支援はなく、意欲ある保護者が自主的に設置しているため、保護者の会の設置は、地域によって状況は様々です。そういった状況を受けて、「COCOLOプラン」では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関等と連携して、保護者を支援すると明記されています。

そこで、本町においても教育委員会が不登校の子どもの保護者であれば、誰でも自由に参加できる保護者の会を設置し、そこにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをコーディネーター役として派遣し、不登校の子どもの保護者を支援していくことが必要だと思いますが、「COCOLOプラン」を受けての本町での取組について伺います。

2番、不登校の児童・生徒は、一人一人の状況が大きく異なるため、丁寧な指導を行うため、多様な学びの場の確保や指導体制を整備することが必要です。「COCOLOプラン」では、校内サポートルームの設置促進とともに、学校での授業を自宅や校内サポートルーム、校外サポート施設等に配信し、オンライン指導やテスト等も受けられるようにすると明記されています。

そこでお尋ねします。

(1) 教室に行きづらくなった児童・生徒が学校内外で落ち着いて学習できる環境、校内サポートルームや校外サポート施設等を本町内の7校全ての小・中学校に設置する必要があると思いますが、現在の設置状況と運営上の問題点、今後の取組について伺います。

(2) 学校の授業を不登校の子どもの自宅や校内サポートルーム、校外サポート施設等に配信し、オンライン指導できる指導体制を確立すべきだと思いますが、その現状と今後の取組について伺います。

3番、自宅や校内サポートルーム、校外サポート施設等、不登校の生徒の多様な学びの場が拡大している中で、そういった場での学びが学習成果として評価されないために、調査書（内申書）の成績がつかず、不登校の生徒の高校進学を選択が制限されているという問題があります。

「COCOLOプラン」では、自宅や校内サポートルーム、また校外サポート施設等での学びの結果が成績に反映されるようにすると明記されています。また、不登校児童・生徒の適切な評価を促進する目的で、本年8月29日に学校教育法施行規則の改正が行われたと聞いています。

そこでお尋ねします。

(1) この改正の内容について伺います。

(2) そこで「COCOLOプラン」で示されたように、不登校の生徒の高校進学を支援するため、自宅や校内サポートルーム、校外サポート施設等での学びを確実に学校での成績に反映させることが重要であると思いますが、本町内の中学校における現在の状況と今後の取組について伺います。

(3) 一方で、多忙な学校現場に不登校児童・生徒の学習状況の把握により、労力や時間など負担が大きくなるのが、懸念されます。今後そういった負担に応じた体制整備が必要と考えますが、見解を伺います。

次、ひきこもりの孤立を防ぐ支援について。

地域共生社会の実現には、貧困や介護、社会的孤立など、具体的には子どもの貧困、8050問題、ダブルケアやヤングケアラー、就職氷河期世代やひきこもり等、複雑化する課題の解決に向けた取組が必要です。そこで、今回は成人のひきこもり支援に重点を置いて質問します。

厚生労働省によりますと、ひきこもりとは、単一の疾患や障害の概念ではなく、様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態であるとされています。近年ひきこもりの高齢化、長期化が鮮明になっており、内閣府は令和4年11月に実施したアンケート調査のうち、生産年齢人口に当たる15歳から64歳までの年齢層で、外出をほとんどしない状態が6か月以上続くひきこもりの人は約2%、推計で146万人に上ることが分かっています。

国のひきこもり対策では、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、ひきこもり地域支援センターの整備を進め、平成30年4月までに全ての都道府県及び指定都市67自治体に設置されており、令和4年度からは、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して設置主体を市町村に拡大しています。

また、新たなメニューとして、ひきこもり支援の核となる相談支援、居場所づくり、ネットワークづくりを一体的に実施するひきこもり支援ステーション事業を開始するとともに、支援導入の8つのメニューとして、相談支援、居場所づくり、連絡協議会・ネットワークづくり、当事者会・家族会開催事業、住民向け講習会・研修会開催事業、サポーター派遣・養成事業、民間団体との連携事業、実態把握調査事業の中から任意に選択し、実施するひきこもりサポー

ト事業による、取組等も開始されています。

水巻町にも就学や就労、職場等であつまずくなど、様々な要因でひきこもり状態が長く続いている方も一定数おられると思います。ひきこもりの当事者や家族はとても大きな悩みを抱えながら日々の生活を送っていると思われませんが、現在、全国で様々な支援策が展開されている中、水巻町のひきこもり支援の現状についてお伺いします。

次。高齢者への終活支援について。

我が国は人口減少、少子高齢化社会を迎えて、ますます核家族化が進んでいます。今年4月に国立社会保障・人口問題研究所が、国勢調査を基に将来の日本の世帯数を推計し、公表しました。2050年には65歳以上の高齢者全体で、特に一人暮らしの割合は急増して、男性が26.1%、女性が29.3%に達することが予測されています。

一人暮らしの高齢者を支えるためには、日常の買い物や病院及び介護施設に入る手続き、終活として葬儀や財産処分など、亡くなった後の対応までも、家族に代わって支援する終身サポート事業が必要と考えます。そして、高齢者が安心してサービスを利用できるように支援すべきと思います。全国において、自治体を中心となって終活支援に取り組む事例も増えています。町民の誰もが、住み慣れた地域で孤立せずに安心して暮らせる町にしていくことが必要と考えます。

そこでお尋ねいたします。

(1) 一人暮らしで頼れる身内がなく、生活にゆとりがない高齢者にとっては、自分が亡くなった後の葬儀や納骨等の不安を抱えながら生活していると思います。増え続ける単身高齢者の問題について、町はどう認識しているのか伺います。

(2) 人はいつどこで亡くなるかも分かりません。エンディングノートとは、人生の終盤に起こり得る死に備えて、自分の希望を家族や大切な人に伝えたい内容を書き留めるノートですが、終活は決して人生の終わりのためだけに行うものでもありません。

高齢者を中心に、エンディングノートを終活の一助として作成し、配布してはどうですか。また、不安や悩みの相談ができる終活相談窓口の設置について、町の考えをお聞かせください。

(3) 終活について町民の皆さんに知っていただくことは大切だと思います。セミナーの開催や出前講座等について考えを伺います。

(4) 亡くなられた方に引取り手がない場合、葬儀や納骨等はどのようにになりますか。

(5) 横須賀市には「エンディングプラン・サポート事業」という支援があります。利用者は生前契約して費用を預け、亡くなった後は市と協力葬儀社が連携して葬儀や納骨を行うものです。また、警察や医療機関などからの問合せに対応した「終活情報登録伝達事業」も併せて行っています。町内の単身高齢者を対象に、このような終活支援事業の導入について、町の見解を伺います。

以上、よろしく答弁お願いいたします。

議 長（白石雄二）

町長、答弁。

町 長（美浦喜明）

初めの、不登校児童生徒の支援強化についての御質問は、後ほど、教育長に答弁をしていただきます。

ひきこもりの孤立を防ぐ支援についての御質問にお答えいたします。

近年の少子高齢化、経済状況・就業構造・価値観の変化、地域への意識の希薄化等により生活困窮者の増加や社会的孤立が起こるなど、具体的には、子どもの貧困、8050問題、ダブルケアやヤングケアラー、就職氷河期世代やひきこもり等、家庭や地域での課題は多様化・複雑化しています。

このような課題に対し、本町では、地域共生社会の実現に向けて、令和5年度に策定した「第1期水巻町福祉総合計画」に包含する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が所管する「地域福祉活動計画」により、誰一人取り残さない仕組みづくりを目指す取組の一つとして、ひきこもりを含む課題に対して、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を行う重層的支援体制整備事業の構築について検討を行うとしております。

そこで、質問の本町の成人へのひきこもり支援の現状についてのお尋ねですが、まず、ひきこもりを含む多様化・複雑化する包括的な課題については、前段で申し上げたとおり、水巻町福祉総合計画の中に支援体制構築の検討について明記しているところです。また、ひきこもりの状態は、画一的ではなく、一人一人置かれている状況が様々です。

そのため、きめ細やかな対応が必要とあることから、本人や家族から町に相談があった場合には、福岡県がグリーンコープ生活協同組合に委託し、相談支援を行っている役場近くの福岡県自立相談支援事務所「困りごと相談室」へとつないでいます。ここでは、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、生活全般の相談、家計に関する相談、就労に関する相談を受け、一人一人の状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携しながら必要な支援を行っています。

また、福岡県の機関では、宗像総合庁舎内の宗像・遠賀保健福祉環境事務所に、ひきこもりや心の問題などの相談窓口があり、また、春日市の福岡県精神保健福祉センター内には、福岡県ひきこもり地域支援センターが設置されています。

福岡県ひきこもり地域支援センターでは、相談窓口のほか、同じ悩みを持つ家族が集うことができる家族サロンや、ひきこもり状態の家族を持つ方々を対象としたひきこもり家族教室などを定期的で開催しています。そこでは、まずは家から一歩踏み出して、誰かと一緒に時間を過ごすことを目的としたフリースペースといったものも用意されています。さらに、ひきこもっている状態の方が、ただ家から出ることだけを目指してはではなく、本人がどのようなことを望んでいるのか、それに対してどのような支援ができるのか、という視点にたったきめ細かな対応が行われています。

このように、町に相談があった際には、本人や家族が求めている支援を受けられるように、より専門性の高い相談機関等につないでいるところです。

また、その他の町の取組については、「福岡県ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議」に担当職員を参加させています。この会議は、県内の保健所圏域ごとの集合形式で開催され、圏域市町村、自立相談支援機関、基幹相談支援センター、地域包括支援センター、社会福祉協議

会、若者サポートステーション、保健福祉環境事務所のひきこもり支援従事者で構成され、ひきこもり支援従事者が支援に必要な知識及び技術を習得することで、支援の質の向上を図るとともに、地域の支援機関との連携強化を目的に、県の支援施策の紹介、各支援機関からの事例報告、意見交換等が行われています。

さらに、町の新たな取組として、来年3月にひきこもりに関する悩みを抱える方がより身近な場所で相談できるよう、福岡県ひきこもり地域支援センターと連携し、本町庁舎にて「ひきこもり相談会」を実施する予定です。現在、相談会の開催に向けた打合せを行っておりますので、詳細が決まりましたら広報等で周知を図ってまいります。

このように本町のひきこもり支援の現状について、答弁いたしました。ひきこもり支援には議員からご紹介のあったように、国や県が推進する様々なメニューがございます。本町規模の町で、どのような事業が実施できるのか、町が担う役割について、引き続き情報収集を行いながら検討を行ってまいります。

最後に、ひきこもりの当事者は、生きづらさと孤立の中で日々葛藤されていると思います。そのため、ひきこもり状態にある本人や家族、また、多様化・複雑化する様々な困難者に対し、町として寄り添った支援を行うことができるよう、引き続き、様々な関係機関や団体等と連携を図りながら、誰も孤立させない地域共生社会の実現を目指してまいります。

次に、高齢者への終活支援についてのご質問にお答えします。

まず1点目の、増え続ける単身高齢者の問題について、町はどう認識しているのかのお尋ねですが、本町の高齢者世帯は、令和6年9月末現在6,742世帯で、そのうち単身高齢者世帯は3,113世帯となっております。この数字は1年前と比べて、高齢者世帯数は24世帯、単身高齢者世帯は70世帯、増えている状況です。

令和6年3月に策定した「第1期水巻町福祉総合計画」の人口推移の統計データでは、令和11年には高齢者世帯が現在の約1.3倍の8,844世帯になると予測されております。それに伴い単身高齢者世帯も増加し、さらに一人暮らしで頼れる身内がいない高齢者も増加することが予想されることから、様々な悩みや問題を抱える方が増えていくものと認識しています。

そのため、終活については、令和6年度から令和11年度までの6年計画である「第1期水巻町福祉総合計画」に掲げる5つの基本目標の中で、誰一人取り残さない仕組みづくりの権利擁護支援の強化の施策として、終活支援体制の整備を掲げており、社会福祉協議会が主体として、関係各課とともに今後検討を進めてまいります。

また、この計画は、行政・社会福祉協議会だけでなく、住民・地域・各団体の皆様と一緒に取り組んでいくことを目指しており、住民の皆様には、日頃から自分の将来について考え、家族や身近な人に話をする機会を持っていただくようお願いしているところです。

このような時代の中、誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らしていくために、行政・地域・住民の役割を明確にし、住民の一人一人が地域の中で生きがいや役割を見出し、人々とつながり合いながら生活が続けられる地域社会を築いていくことが大切だと考えております。

次に2点目の、高齢者を中心にエンディングノートを終活の一助として作成し、配布してはどうですか。また、不安や悩みの相談などができる終活相談窓口の設置についてのお尋ねですが、まず、エンディングノートについては、御自身のものもときに備えるための第一歩であ

り、テレビ等でも様々な情報が発信されておりますので、既にエンディングノートを利用して、自分史や介護、葬儀、相続等についての自身の考え方を書き残しておく終活の取組をされている方もいらっしゃると思います。エンディングノートは、書店での購入や葬儀社等でも配布されており、比較的手に入りやすい状況にあり、内容も様々なため、御自身に合ったエンディングノートを探されるのが一番ではないかと考えますので、町独自で作成し、配布することは現在のところ考えておりません。

次に、終活相談窓口の設置についてですが、本町では、住民からの終活に関する相談については、各担当窓口で対応しておりますが、相談内容に応じて、法律の専門家や社会福祉協議会の権利擁護センターなど関係機関の窓口を紹介しています。終活に関する相談は、葬儀や納骨、家財処分、相続や遺言、死後事務委任契約など多岐にわたっており、複数の関係機関で連携して対応していく必要があります。そのため、相談窓口の設置については、終活支援体制整備の中で検討してまいります。

次に3点目の、終活についてのセミナーの開催や出前講座等についてのお尋ねですが、福祉課では、令和4年12月に成年後見制度利用促進事業の一環として、社会福祉協議会の権利擁護センターが終活についての講演会を開催しました。また、生涯学習課の公民館事業において、終活やエンディングノートをテーマにした教養講座を行ってきたところです。

どちらも参加人数が多く、終活への関心は高いと思われますので、引き続き、社会福祉協議会などの関係機関と連携しながら、セミナー等を開催していきたいと考えております。

次に4点目の、亡くなられた方に引取り手がない場合の葬祭や納骨等についてのお尋ねですが、亡くなった方に引取り手がない場合には、厚生労働省及び法務省から示されている「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」に基づき手続を行っています。

実際に身寄りのない方が亡くなったときには、多くの場合は、町が警察や病院から連絡を受けますが、まずは、警察や病院からの情報や町が把握している情報等により、親族の連絡先が分かる場合は、連絡を取り、遺体の引取りをお願いします。親族等が判明しない場合や連絡がつかない場合等は、「墓地、埋葬等に関する法律」の規定により、火葬は、死亡地の市町村が行うとされているため、町から葬祭事業者に葬祭を依頼します。

また、葬祭等に要した費用については、一旦、町が負担しますが、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」の規定により、後日、亡くなった方の遺留金を、町が負担した費用に充当します。その際、遺留金等を充当しても町が負担した費用に満たない場合は、相続人を調査し、相続人に費用負担を求めることとなりますが、相続人がいない場合や相続人が相続放棄を行っている場合には、別途、県に対し、当該費用の負担を求めることとなります。

なお、親族による遺体の引取りがない場合でも友人などが葬祭人になる場合もあり、その際には「生活保護法」の規定により、福祉事務所への申請、給付決定の手続を経て、葬祭人に葬祭扶助費が支給されます。

また、引取り手がない遺骨の納骨については、遠賀・中間地域広域行政事務組合が管理する天生園に納めておりますが、親族から遺骨だけは引き取りたい等の要望があった場合には、引渡しをしています。

最後に5点目の、町内の単身高齢者を対象とした終活支援事業の導入についてのお尋ねです

が、「エンディングプラン・サポート事業」「終活情報登録伝達事業」とともに、全国でも実施している自治体はまだ少ない状況ですが、本人の尊厳を守る終活支援であると認識しております。

また、国においても、今年度から身寄りのない高齢者等が抱える課題に対応するためのモデル事業を開始しておりますので、先進事例等を参考に、終活支援事業の導入について検討してまいります。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、教育長。

教育長（小宮順一）

不登校児童生徒の支援強化についての御質問にお答えします。

昨今の不登校の現状につきましては、令和6年10月31日に文部科学省より「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果が公表されており、令和5年度における小・中学生の不登校児童・生徒数は11年連続で増加し、小学校、中学校ともに、過去最多という結果となっています。

また、不登校の要因については、児童・生徒から把握できた事実として「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」がもっとも多く32.2%、次に「不安・抑うつ等の相談があった」が23.1%、「生活リズムの不調に関する相談があった」が23.0%、「学業の不振や頻繁な宿題の未提出がみられた」が15.2%、「いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった」が13.3%の順で多かったとしています。

また、新たな調査項目である、不登校児童・生徒のうち学校内外の機関等や担任等から相談・指導等を受けている不登校児童・生徒の割合は、95.8%であることが明らかになりました。

文部科学省は、この不登校が増加している背景として、児童・生徒の休養の必要性を明示した「教育機会確保法」の趣旨の浸透等による保護者の学校に対する意識の変化、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童・生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援に課題があったことなどを挙げております。

そこで、まず1点目の、「COCOLOプラン」を受けての本町での保護者支援の取組についてのお尋ねですが、現在、本町で取り組んでいることは、不登校児童・生徒が社会的に自立できるように学習や集団への適応等の相談・指導等を行う「希望教室」を開室しております。

不登校児童・生徒の学校以外の居場所として、図書館・歴史資料館で実施しており、その活動の中で児童・生徒の保護者が参加していただけるような行事を考え、保護者同士の交流の場として期待していますので、現時点では、保護者の会としての設置には至っておりません。そのため、本交流の場が、参加いただいた保護者から貴重な意見をお聞きし、また、必要と思われる情報を提供することができる重要な機会であると捉えておりますので、保護者が一人で悩みを抱え孤立することのないよう、今後ともスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーをはじめ、多くの関係機関と連携を取り、様々な形で親子行事の継続を考えております。

次に2点目の1番目、校内サポートルームや校外サポート施設等の設置及び運営上の問題点、

今後の取組についてのお尋ねですが、設置については、校外には先程申し上げた「希望教室」、校内には水巻南中学校の「心の教室」、猪熊小学校の「ほっとる一む」の合計3か所となっております。

水巻南中学校内の「心の教室」の開室は不定期とはなりますが、相談員1名が配置されており、主に生徒の悩み相談を受けています。先生や友人には話しにくいことを聞き取ることで、生徒の心を軽くしたり、必要な支援につなげたりしています。また、猪熊小学校内の「ほっとる一む」では、教室に入れない子どもの居場所として、開設当初は地域の方を中心に運営していただいておりますが、現在は不登校児童支援員等を配置し、学習支援も含めた形で開室しつつ、当初関わった地域の方々には、いろいろな相談や取組についてボランティアとして関わっていただいております。

運営上の問題点としましては、やはり人材の確保がございまして。例えば、学校内にサポートルームを設置する場合でも、人の配置は必須となりますし、担当できる方は不登校児童・生徒本人への配慮や支援ができることはもちろんのこと、保護者にも寄り添うことのできる方を配置しなくてはなりません。御存知のとおり、福岡県内においても教職員の確保は難しく、現在、退職された方でも断られるケースも多く、年々人材の確保は困難になっております。

また、環境の確保については、予算についても課題となってきます。現在、各学校施設の老朽化は著しく、補修等に多くの予算を費やしておりますので、新たな居場所等の設置を行うことは、児童・生徒の安全で安心な教育環境の提供が急務であると考えておりますので、困難であると考えます。しかし、不登校児童・生徒のサポートは非常に重要な課題であると認識しておりますので、今後としましては、既存の「希望教室」の活動場所や実施内容等を今一度検討しつつ、対象となる一人でも多くの児童・生徒や保護者に利用していただけるよう取り組んでいくことが重要であると考えております。

次に2点目の2番目、オンライン指導できる指導体制の現状と今後の取組についてのお尋ねですが、現在、児童・生徒には1人1台のタブレットを配付し、学習活動の様々な場面で活用しているところでございます。前述の「希望教室」では、そのタブレットを使用した学習等を実験的に実施しておりますが、「心の教室」及び「ほっとる一む」においては学習面での活用はできておらず、今後の課題となっております。実施場所が学校内であることや、支援員等が配置されていることもあり、今後は学習面のみならず、先生とのコミュニケーションツールとしての活用について検討してまいります。

一方、自宅における使用においては、タブレットを使用する教師と児童・生徒間のルールづくりや教師間での統一した活用方法が確立されていないため、本格的な実施は、まだこれからと考えております。このことは、不登校児童・生徒の利用に限らず、タブレットの全校的な持ち帰り学習については、様々な課題・問題について議論をさらに深めながら、今後の整備についての検討を進めてまいります。

最後に3点目の1番目、「学校教育法施行規則」の改正内容についてと、2番目の自宅や校内サポートルーム、校外サポート施設等での学びを成績に反映することについて中学校における現在の状況と今後の取組、及び3番目の負担に応じた体制整備の必要性についてのお尋ねは、関連がございまして一括してお答えいたします。

令和6年8月29日に改正された「学校教育法施行規則」の一部改正の内容については、これまでも不登校児童・生徒が学校外での学びの場や自宅等で行う学習の成果を成績に反映してはいたものの、不登校児童・生徒の急増や文部科学省における「COCOLOプラン」などを踏まえ、教室外の学習成果の成績反映を法令上明確化されたものです。義務教育段階の不登校児童・生徒について成績評価を反映するに当たっては、文部科学大臣が定める要件の下で、学習の計画及び内容や学校との十分な連携協力関係の構築、児童・生徒の状況把握や適切な関わりの維持といったことが条件となっております。

このような改正が行われておりますが、本町の中学校においては、欠席中に行った学習成果に係る成績評価への反映は実施できていないのが現状でございます。今後、文部科学大臣が定める要件の下、取組についてのガイドライン等を整備し、不登校児童・生徒においても学校外での学習努力の成果が報われるよう、評価への反映を学校や関係機関と協議検討をしなければならないと考えます。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、これからの取組を個別に把握する教職員への負担が懸念されることも事実でございます。学校への教職員の配置には、福岡県下において教職員数が不足している中で、本町においても配置数の確保が不安定になっている状況でございます。そのような中、不登校児童・生徒一人一人に対応するには、「希望教室」をはじめ、フリースクールや民間の各種機関と情報を交換し、ガイドライン等を検討し、整備していく必要があります。そのため、教職員への負担を可能な限り軽減し、本方針に取り組んでいくためにも、教職員の配置におきましては、北九州教育事務所への働きかけを継続して行うとともに、学校事務職員、介助員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置・活用など、学校に対するサポート体制の充実に努め、評価を反映するための環境の構築を目指したいと考えます。

学校内外を問わず、児童・生徒が安心感・充実感を得られ、そして将来への希望がもてるよう、魅力ある教育環境の構築に取り組んでまいります。

また、本町では、「みんなで育てよう、水巻の子ども」を掲げ、より良い教育の実現に向け、保護者・地域・学校が力を合わせて学校運営に取り組んでいく仕組みである学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールを導入しており、学校が児童・生徒一人一人にとって、心地よい居場所となり、安心して学べる場所となるよう活動を推進しております。

子どもたちは、地域の宝であり、学校における主役であります。その希望と輝く未来を守るために、誰一人取り残すことのない学びの充実を一層推進するための教育環境の整備について、今後も努めてまいります。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。はい、亀元議員。

5 番（亀元公一）

5 番、亀元です。不登校児童・生徒の支援強化について再質問をさせていただきます。

まず、答弁の中で、保護者が一人で悩みを抱え、孤立することがないように支援するとありま

すが、まず、不登校支援に対する小・中学校及び教育委員会の具体的な取組状況について伺います。

議 長（白石雄二）

高祖課長。

学校教育課長（高祖 睦）

はい。議員の御質問にお答えいたします。

不登校支援に対する小・中学校の取組としましては、クラス担任の電話による欠席確認や行事・届出書類などの連絡等を行い、不登校児童・生徒の状況の把握に努めているところです。

ただ、担任教職員との関係性が悪い、良くない児童・生徒の場合におきましては、担任以外の教職員もしくはスクールソーシャルワーカーが状況の把握に努めているところです。

学校へ登校していただけるようになることが一番なのですが、強制することはできません。そこで、教育委員会として学校以外の学ぶ場所として、教育長が答弁されました「希望教室」といった教育支援センターを図書館内に設置し、現在運営を行っているところです。

また、県の補助事業で今年9月補正させていただきました、「早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業」を実施しておりまして、今現在、それに取り組んでおります。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

子どもは気持ちを分かってもらえたという安心感を経てこそ、心のエネルギーが充電できるものです。担任だけでなく、副担任、学年主任、養護教諭、管理職、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、チーム学校を生かした取組を求めます。

次に「希望教室」の実施について、具体的にどのように開催され、何人程度利用されているか伺います。

議 長（白石雄二）

高祖課長。

学校教育課長（高祖 睦）

はい。現在、教育支援センターとして「希望教室」を図書館・歴史資料館で開催をさせていただいておりますが、午前10時から午後2時まで、祝日・夏休み・冬休み・春休み以外の火曜日から金曜日まで開室をさせていただいてまして、その中で学習指導・生活指導・教育相談・進路相談等を指導員を配置して行っている現状でございます。

現時点の登録者数は24名。うち出席されている児童は、おおむね平均して4名程度となっております。

おります。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

「希望教室」に参加できていない児童・生徒への学習指導・生活指導・教育相談と進路相談等を含めて、求めていきたいと思います。

次に、9月議会で提案された一般会計補正予算第2号にて、「早期アプローチを重視した不登校対策校内支援充実事業」80万円について、現状どのような活動をされているか伺います。

議 長（白石雄二）

高祖課長。

学校教育課長（高祖 睦）

はい。議員の御質問にお答えします。

現在、小学校に教員資格を持つ会計年度パート職員を配置し、出席簿を確認し休みや遅刻が多い児童・生徒を対象に学習支援を実施したり、生活・友人関係等の教育相談、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーへつなぐ役割を担っていただいております。担任と支援児童の情報共有や生徒指導担当との支援内容の確認、管理職への報告を行い、児童が不登校にならないような取組・支援を実施していただいております。

事業の成果としては10月から開始しており、期間が短いため評価しにくい状況ではございますけれども、教職員からは非常に助かっているといった声はいただいております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

教職員から非常に助かっているとの声はとても重要です。全7校への事業展開を求めます。

次に、民間事業者によるフリースクールについてお尋ねします。

不登校児童において、フリースクールは大切な居場所の一つであると考えます。町に設置された場合、フリースクールへの支援策などの考えがあるか伺います。

議 長（白石雄二）

はい、課長。

学校教育課長（高祖 睦）

議員がおっしゃるとおり、フリースクールも大切な居場所の一つであると認識しておりますけれども、教育長の答弁のとおり、町の教育委員会としましては、現在実施している「希望教室」の活用を中心に実施していきたいと考えております。

ただ、多様な居場所づくりの必要性も感じてはおります。今後、フリースクールが町内にできた場合、学校との連携、もしくは県が今実施しています「福岡県フリースクール支援事業補助金」ていうのがありますので、そういった御案内など、可能な限りの協力はさせていただきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

亀元議員。

5 番（亀元公一）

フリースクールのみならず、欠席中に行った学習の成果に係る成績評価への反映を1日も早く適切に実施できるよう求めます。特に中学3年生については、進学に不利にならないように強く求めます。

最後に、水巻町は子育てしやすいまちづくりを目指しています。若い人の流入も進み、子どもの数は増加傾向です。しかし、学校現場が安心して学べる場所でなければ、こんなはずじゃなかったというため息が聞こえてきそうです。

改めて教育長の不登校児童・生徒の支援強化について決意を伺います。

議 長（白石雄二）

教育長。

教育長（小宮順一）

お答えいたします。

先ほども答弁の中でも申し上げましたけれども、子どもたちは水巻町の将来、未来を担っていく貴重な人材でございますので、町民の皆様方と一緒にですね、未来を築く子どもたちを育ててまいりたいというふうに、心から思っております。

現在、水巻町は総合計画で「学びあう町になる」というのを教育関係では目標に掲げております。「問い」と「対話」を重ねながら、町民の皆様方と一緒に学びあう町をつくっていかうと、そういう方向でございます。

それを受けて、教育委員会では、「みんなで育てよう、水巻の子ども」を掲げまして、学校運営協議会制度を活用しながら、学校と家庭と地域の協働的な取組を今進めております。

皆様方の御協力もありまして、少しずつ学校と保護者と地域の皆様方の連携やつながりが、できてきているというふうに私は感じております。なかなか課題も多いんですけど、しかし、やっぱり水巻町の良さ、水巻町の学校教育の強み、子どもたちの良さ、水巻町の子どもたちの

すばらしさ、そういうところに強みに目を向けながら教育が進んでいかないと、やはり夢のある仕事でございますので、みんなでそういう思いを共有しながら進めていきたいというふうに思っております。

この間、学校運営協議会の取組で地域の方や家庭の保護者の皆様方と随分話をしてまいりましたけれども、本当に皆さん、子どもたちのことを一生懸命考えていらっしゃる。これは水巻町の私は非常に強みだと思っています。その方向をぶれずにやっていくことが、不登校問題にもつながっていくと、解決につながっていくというふうに信じております。

子どもたちが学校に行きたい、行きたいと思えるような学校を教職員は一生懸命つくる。保護者の皆様は、子どもたちが帰りたいというような家庭をつくっていく。そして地域の皆様方は、子どもたちが住みたいねって思えるような地域をつくっていく。学校だけではなくて、家庭の保護者の皆様や地域の住民の皆様方と一緒に、みんなで子どもを育てていこうという、そういう教育風土を創ることが、これから水巻町がもっともっと良くなる。水巻っていいよねって言えるような町になっていくと、教育の視点からそういうふうに私は考えて、これまで取り組んでまいりました。

議員御指摘のように、不登校の問題はございますけれども、そういう未来に向かって水巻町の良さを皆さんとともに共有しながら、教育の現場でも進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞお力添えをいただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

3 番（松野俊子）

私のほうからは、ひきこもりの孤立を防ぐ支援について、再質問させていただきます。

まず最初に、福岡県ひきこもり地域支援センターを紹介しているという答弁がございましたが、専門性の高い地域支援センターではあるかとは思いますが、なんせ春日市にあって、本町からは離れておりますので、利用しづらいと思います。

単刀直入にお伺いしますが、身近な相談場所として、本町に支援センターや支援ステーションを設置するお考えはありませんでしょうか。

議 長（白石雄二）

藤田課長。

地域づくり課長（藤田恵二）

松野議員の再質問にお答えいたします。

ひきこもり地域支援センターでございますが、ここでは答弁にもございましたが、本人や家族からの相談をひきこもり支援コーディネーターという方が受けるとともに、同じ悩みを持つ御家族が集うサロン、それから家族教室の定期的な開催、またフリースペースでの居場所づく

りなど、きめ細かな対応がなされる機関ということで承知をしております。

また、支援ステーションも同様の役割となりますけれども、これらを町に設置するとしますと、専門的な知見を有するコーディネーターを支援センターでは2名以上、支援ステーションでは1名以上配置をしなければならないとされております。

また、コーディネーター以外にも、様々な必須事業を行う職員の配置や、フリースペース、またサロン活動に伴う場所の確保、また運営に要する経費等も必要になってまいります。当然設置するとなれば、効果のある充実したものにする必要がございますので、これらを町独自で設置するには、やはり慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

必要性につきましては、議員が言われるとお理解はしておりますけれども、現状においては、既存の県のひきこもり支援センターを御活用いただくということになるかと思っております。

なお、県の支援センターでございますが、ここで来所相談だけではなくて、電話での相談、また必要に応じた訪問支援により、適切な機関につなぐということもございまして、また身近な相談場所という意味では、答弁にもございました「困りごと相談室」に御相談いただくことも可能でございます。

この「困りごと相談室」は、遠賀郡と鞍手郡を管轄する福岡県から委託を受けた相談室となりますが、この相談室自体、本町の役場近くにごございますので、大変利用しやすい環境にはなっているというふうに思っております。

今後も町に相談があった際には、専門性の高い相談機関につなぐなど丁寧に対応させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

はい、松野議員。

3 番（松野俊子）

確かに新たに設置するには、人や場所の確保、財政的な課題もあり、難しいということも理解できるのではあるのですが、今後とも継続的に検討していただいて、やはり町にこのような機関を作っていただけたらというふうに思っております。

次に、答弁の中にも、誰1人取り残さない仕組みづくりを目指し、重層的支援体制整備事業というものの構築の検討を行うという答弁がなされましたが、この重層的支援体制整備事業とはどのようなものなのかお伺いいたします。

議 長（白石雄二）

藤田課長。

地域づくり課長（藤田恵二）

お答えをいたします。

答弁にもございましたが、近年、ダブルケアや8050問題など、ひとつの家族の中に複数の課

題が生じており、また、社会的孤立や生活困窮についても複数の要因と深くつながっているなど、従来の分野別の支援体制ではカバーできなくなってきた、まさに多様化・複雑化した課題が問題となっているということでございます。

このような社会情勢に対応できる体制としまして、「社会福祉法」の改正に伴って重層的支援体制整備事業が創設され、令和3年4月から市町村の任意事業として実施できるとされております。

この事業を端的に言いますと、誰一人取り残さない仕組みとして、属性を問わない相談支援や参加支援、また地域づくりに向けた支援とされておりますが、具体的な内容については、この事業が画一的な制度ではなく、それぞれの市町村の実情に応じた制度設計を行う事業ということでございますので、現段階で具体的な内容をお示しすることはできませんけれども、柱となりますのは、「断らない相談支援」、「アウトリーチによる伴走型支援」、「社会資源の活用」、「地域での交流支援」などというふうにされております。

今後、具体的な検討をどのように行うのか、今、厚生労働省や県からいろいろと示されていますので、それらを参考に進めていくこととなりますけれども、事業の導入に当たっては、事業構築前のプロセスが最も重要であるというようなことも言われていること、また、検討には支援内容だけではなく、職員の配置を含む庁内体制の整備や外部機関の活用、事業費の積算等も踏まえる必要がございますので、導入までには、一定程度の時間が必要になってくるのではないかとこのように考えております。

少し抽象的な御説明になりますけれども、これから取り組んでいく町の課題ということで御理解いただきまして、我々も「福祉総合計画」に沿った検討を引き続き進めていきたいと思っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

松野議員。

3 番（松野俊子）

様々な検討が今後必要であるということですが、国や県が示しているこの重層的な事業というのは大変希望の持てる、今後の社会情勢に応じたビジョンがあるように思いますので、しっかりと事業展開できるように検討を進めていただきたいと思います。

次に、ひきこもりの支援には、何と云っても、もちろん家族と本人だけではなく、地域の理解というものが重要だと思いますが、この地域の理解についてはどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

議 長（白石雄二）

藤田課長。

地域づくり課長（藤田恵二）

お答えをいたします。

ひきこもり状態にある人が自立しようとするときには、その状況を受け入れてもらえる、様々な方の理解が必要であると思います。ひきこもりは、何らかの要因により、誰もがその状態になり得る社会問題でございます。身近な地域の中にそういった困難を抱えている人がいるということを理解することが、自立に向けて第一歩を踏み出した人を応援することにつながるのではないかと考えております。

その意味におきまして、社会的な理解を得るために、ひきこもりの現状や支援につながる情報などを発信していくことは、必要なことだと感じておりますので、今後、町としてどのような周知が、啓発を含めてできるのか、様々な機関等の情報を基に検討を進めていきたいというふうに考えております。

議 長（白石雄二）

松野議員。

3 番（松野俊子）

やはり何といても、地域の方の温かい目というのが非常に大事であると思います。いろんな講演会とか研修とかを、町民の方に発信していただいて、このひきこもりについての理解・啓発を進めていただきたいと思います。

本年も既に社会福祉協議会が中心になって、不登校やこのひきこもりの問題について講演会がございました。大変、目からうろこってというような話もたくさん聞けましたし、これは非常に大切な地域の理解につながると思いますので、今後とも、それをよろしく願いたいと思います。

次に、担当課の地域づくり課の職員の方が、県主催のネットワーク会議に出席されているというような話がありましたが、どのような内容であったのかについてお伺いしたいと思います。

議 長（白石雄二）

藤田課長。

地域づくり課長（藤田恵二）

お答えをいたします。

今年度の福岡県ひきこもり支援者等地域ネットワークの会議でございますが、先日12月4日に、宗像市役所で開催されています。本町からは、地域づくり課の職員が出席しておりますが、この会議体が、宗像・遠賀保健福祉環境事務所圏域の関係機関、様々ございますが、そういった機関で構成されておまして、当日は、40名以上の支援従事者が参加をされたと聞いております。

今回の会議では、まず、県のひきこもり支援対策の現状について御説明を受けた後、実際の相談事例として、福津市と県の支援センターによる事例報告がなされております。その後、参加者を5つのグループに分けて、実際に継続支援しているケースを基に、グループワークが行

われ、そこでは当事者や家族に対し今必要とする支援は何か、またどのようにその支援を行うかなどについて、様々な視点から話し合いが行われたということでございます。

本町から参加しました職員からは、実際の相談ケースに基づいた事例報告とグループワークということで、身近な現実を受け止めることができ、その上で町の役割を考え認識するとともに、またほかの機関の役割についても理解することができたと、また様々な職種の方と意見交換でき、スキルアップにつながる会議だったということで報告を受けております。

今後もこの会議の目的となります支援機関との連携強化、それから知識等の習得による支援の質の向上というのを目指し、この会議で得ることができた経験や情報等を町として有効活用していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（白石雄二）

松野議員。

3番（松野俊子）

はい。大変実りの多い、そういった会議に積極的に本町の職員が参加していただいたというのは心強い限りでございます。今後とも、スキルアップ等々よろしくお願ひしたいと思います。

次に、来年の3月に本庁舎でひきこもりの相談会を開催予定であるというお話でしたが、現在調整中とのことのようにすけれども、分かる範囲で結構ですので、どのような形で開催されるのか教えてください。

議長（白石雄二）

藤田課長。

地域づくり課長（藤田恵二）

お答えをいたします。

今回のひきこもり相談会でございますが、本町では、初めての取組ということになりますけれども、本町から主体的に手を挙げさせていただき、実施の運びとなっております。現在、県のひきこもり地域支援センターと、開催に向けた詳細な事務の打合せを行っておりますけれども、既に日程等決まっている部分について、お答えのほうさせていただきます。

相談会の日時は、令和7年3月5日、これ水曜日になりますけど、場所は、役場内の会議室ということで予定しております。対象者ですが、水巻町在住のおおむね18歳以上で、ひきこもり状態にある人、もしくはその家族や関係者でございます。

当日は、まず午前10時から、それから午後は13時から、それから15時からの3件の予約制ということの予定でございます。予約方法については、決まりましたら、後日、広報みずまき等で周知をさせていただきたいと思っております。

当日なんですけど、ひきこもり地域支援センターのコーディネーターさんが来庁されて相談を受ける形になりますが、相談後にはコーディネーターと我々地域づくり課の職員、それから関

係課の職員と情報共有等を行う予定でございます。

前段で申し上げましたが、今回、本町では、初めての取組となりますので、まずは、実際に開催してみて、本町の相談者の状況、それから相談内容等の現状把握というのがここでできるかと思っておりますので、また、専門的知見を有するコーディネーターさんも来られますので、その方たちのお話を聞きながら、支援センターとの連携強化を図りながら、今後につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

松野議員。

3 番（松野俊子）

今回初めて実施する相談会ということで、実際、ひきこもりに苦しんでいらっしゃる町民の方の実態の把握の第一歩にもなると思っておりますので、しっかりよろしくお願ひしたいと思っております。

最後になりますが、ひきこもりの孤立を防ぐ相談窓口というのは、やはり水巻町に、やはりぜひ設置していただきたいと思っております。

ただ、これは現在動き始めておられる地域づくり課だけで支援体制が構築できるような事業ではないと思っております。当然のことながら、県の支援センター、また困りごと相談、そのほかの関係機関、また庁舎の中でも、学校教育課とのつながりや福祉課、また社会福祉協議会などなどですね、そういったところと協議・連携しながら、冒頭の答弁等にもありましたように、水巻町ならではの重層的な支援体制ができるように、今後、美浦町長のリーダーシップを非常に期待いたしまして、私の再質問を終わらせていただきます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

4番、水ノ江です。私は、高齢者への終活支援について再質問をさせていただきます。

答弁にありましたとおり、町内において単身高齢者世帯は3,000世帯を超えている数字でございます。その中において、町内で一人暮らし、身寄りがいない高齢者がどれぐらいいるのか、把握しているのかお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

はい、船津課長。

福祉課長（船津未華）

水ノ江議員の再質問にお答えいたします。

身寄りのない高齢者の具体的な人数などは把握できておりませんが、介護サービスなどを利

用する際の聞き取りや、民生委員や高齢者支援センターの見守り活動において、身寄りがない方がいらっしゃることは把握しています。

サービスや支援を求められない方もいらっしゃいますし、身寄りがある場合でも、家族と疎遠になっており、実態として孤立している場合などもあり、十分に把握するのは、難しい状況になっております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

なかなか把握が難しいということで答弁いただきました。

終活支援に関しては、社会福祉協議会が主体となってということでの答弁をいただいております。しっかり社会福祉協議会が進んで、積極的に進めていただきたいというふうに思います。

もし自分が亡くなった後に、こういう心配事がということで、当然役場の窓口相談するものがあつたかどうかお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

はい、船津課長。

福祉課長（船津未華）

質問にお答えいたします。

高齢者支援係や包括支援センターでは、相談のほとんどが介護に関することが多く、終活に関する相談はあまり多くはないんですけれども、先日、家族が遠方で自分が亡くなった後の部屋の片づけ等を御自分で準備しておきたいとの御相談がありました。その際は、社会福祉協議会の権利擁護センターを御案内したところです。

社会福祉協議会の権利擁護センターでは、成年後見に関する相談・支援を行っております。その中に任意後見制度と言って、判断能力が不十分になる前に将来に備えて、将来の財産や身の回りのことなどについて、具体的な自分の希望を支援者に頼んでおく制度がありますので、そういう制度を権利擁護センターのほうから紹介していただくような形になっております。

終活についてなんですが、御自分で業者等を探される方もいらっしゃいますけれども、この方のように、どうしたらよいか分からない方も多いと思いますので、相談窓口を明確にすることは必要なこととは考えております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

相談窓口の設置については、答弁でありますとおり、終活支援体制整備の中で検討していくということでもありますので、なるべく専門的な窓口は必要ではないかなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

終活セミナーに関してでございますが、令和4年12月に開催しているということと、講演会等も引き続き、セミナー開催をやっていくということで答弁していただいておりますので、来年以降もこういう終活に関してしっかり告知をしていただきたい、セミナーも開催をしていただきたいというふうに思っております。

実際ですね、亡くなられる方の引取り手がないという場合の現状でございますが、ここ数年で、引取り手がない方の死亡件数であったり、町が費用を負担している葬祭費の現状について、どのようになっているのかお伺いをいたします。

議 長（白石雄二）

はい、藤田課長。

地域づくり課長（藤田恵二）

水ノ江議員の再質問にお答えいたします。

引取り手がない方の死亡件数ということでございますが、例年数件の事案が発生しております。近年で申し上げますと、令和5年度は6件、そのうち町が葬祭費を負担した件数が4件でございます。また、令和6年度は現在までに5件発生しております、全て町が葬祭費のほうを一時負担しているというところです。

令和5年度以降、町が負担した葬祭費合計9件については、そのうち6件はご本人の遺留金等で充当できておりますが、残り3件については、相続人との協議を行うなど、現在事務処理を行っているというような状況でございます。

なお、葬祭費の金額につきましては、葬祭事業者や御遺体の状態、また保管日数等によって金額のほうは異なっておりますが、平均すると1件当たりだいたい25万円程度というふうになっております。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

答弁ありがとうございました。

多分ですね、答弁にありましたとおり、引取り手がない遺骨に関しては、天生園に納められてるということでもありますけど、やはり本人さんはこのエンディングノートの希望で、自分がここに納まりたいということの希望が通るのであれば、この終活支援に対する取組がうまくできるのではないかなというふうには思っております。

先進事例等を参考にして、終活支援事業の導入について検討していくということで答弁がございました。終活情報登録伝達事業については、本人が自身の緊急連絡先や墓の所在地など、計 11 項目の情報を登録するものでありますが、費用や調整も多大な事務負担なく始められる事業と思いますが、こちらだけでも始めることはできないでしょうか。お伺いします。

議 長（白石雄二）

はい、船津課長。

福祉課長（船津未華）

質問にお答えします。

現在、本町では「あんしん情報名簿」といって、緊急時や災害時の対応のため、御自身の緊急連絡先やかかりつけ医を登録していただく事業を行っております。そして登録の勧奨や更新作業も継続して行っているところです。現に、この「あんしん情報名簿」の登録により、緊急時に御家族に連絡がついたケースも増えてきております。まずは、こちらの名簿登録の勧奨を行っていき、終活情報登録伝達事業については、終活支援体制整備の中で検討していきたいと考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

ありがとうございます。最後に町長にちょっとお尋ねをいたします。

終活において、民間サービス利用で契約等のトラブルが増えている現状がございます。また、国民生活センターにおいて、終活することの中にデジタル終活を進めて欲しいと呼びかけております。予想されることは、亡くなった人がインターネット上で保有していた資産や定額サービスの契約等が分からないなど、困りごと相談が寄せられている状況でございます。

こういった状況を踏まえて、町長の見解をお願いしたいと思います。

議 長（白石雄二）

はい、町長。

町 長（美浦喜明）

私も終活に近い歳になっておりますので、だんだん増えてくるという自覚は持っております。

そういう中でやっぱり、一つはプライベート、個人情報保護条例というものもあります。そういう中で、これは慎重に、終活でいろいろな支援等々ありますけど、やっぱりこれは大事ですけど、やはり慎重に対応していく案件だと思っておりますので、今後とも、今、福祉課等が答弁しましたように、水巻も避けて通れない一つだと思っておりますので、今後検討を十分に

していきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（白石雄二）

水ノ江議員。

4 番（水ノ江晴敏）

町民の皆様が安心して利用できるサービスを提供する行政の果たす役割は大きいと考えております。ぜひ、不登校児童・生徒の支援やひきこもり支援、そして終活支援を大きく前へ進めていただくことを強く要望いたしまして、公明党の再質問を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で1番、公明党の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 25 分 休憩

午前 11 時 39 分 再開

議 長（白石雄二）

再開いたします。2番、中山議員。

10 番（中山 恵）

10番、無党派 中山恵です。冒頭質問をいたします。

1、防犯カメラの設置について。

私たちが住んでいる町で昨年痛ましい殺人事件が起こりました。特に周辺の住民の皆さんはとても不安な日々を過ごされていたことと思います。また、毎日のように、新聞やテレビなどで想像もつかない強盗事件などのニュースが報道され、衝撃を受けています。

防犯カメラは、子どもたちの安心・安全だけではなく、高齢社会の中で大きな問題となっています、徘徊される認知症の方の早期発見にも大きな役割を果たすと言われてしています。

安心・安全なまちづくりのため、危険と思われる場所に防犯カメラの設置を要望したいと思いますが、町長は、防犯カメラについてどのようにお考えですか。お聞かせください。

2、地域における助け合いについて。

全国的な少子高齢化問題につきましては、水巻町も同様の傾向にありますが、この問題を直ちに解決することは非常に困難であると認識しています。このような状況の中、手伝ってくれる家族などが近くに住んでいないので、ごみ出しや庭の手入れなどを自分でするしかなく、大変な思いをされている一人暮らしの高齢者の方も少なくないと思われます。

一人暮らしの高齢者の日常生活を手伝う公的な事業にはどのようなものがありますか。また、ボランティアで地域の草刈りをしてきていた方が高齢のためできなくなり、引き継いでくれ

る人もいないという声が届いています。このような場合、草刈りを継続するためにはどのような方法が考えられますか。

以上、お尋ねいたします。

議 長（白石雄二）

町長。

町長（美浦喜明）

はじめに、防犯カメラの設置についての御質問にお答えします。

安心・安全なまちづくりのため、危険と思われる場所に防犯カメラの設置を要望したいと思いますが、町長はどのようにお考えですか、とのお尋ねですが、本町での防犯カメラの設置及び運用については、「水巻町防犯カメラ設置運用要綱」に基づき実施し、庁舎や小・中学校などの特定の公共施設を適切に管理する目的で町内各所に設置しています。

防犯カメラを設置することで、犯罪を未然に防ぐことができ、万が一、犯罪が起こった際には、犯罪の状況確認、犯人の特定に役立つなどの効果があります。その反面、不特定多数の方が無意識に撮影、記録されているため、個人情報観点からプライバシー上の問題もあるため、公共施設に設置している防犯カメラが記録した映像データの提供については、犯罪捜査の目的などに限定するなど、閲覧など利用の制限を設けています。

防犯カメラを設置することは、プライバシー上の問題はあるものの、犯罪の抑止につながる効果があるため、本議会において一般会計補正予算として、第二保育所の老朽化した防犯カメラの更新について提案させていただいております。本提案について、御承認をいただきましたら、第二保育所でお預かりするお子様の安全な保育環境と保護者の皆様の安心に寄与する環境の構築を進めてまいりたいと考えております。

今後も、防犯カメラの設置が必要と思われる公共施設については、設置に向けた検討を行っていくとともに、青色防犯パトロールでの町内巡回や定期的な街頭指導、地域安全パトロール隊の支援などで地域の安心・安全につながるような防犯活動についても引き続き行ってまいります。

最後に、地域における助け合いについての御質問にお答えします。

まず1点目の、一人暮らしの高齢者の日常生活を手伝う公的な事業についてのお尋ねですが、本町では、在宅高齢者等軽度生活援助サービス事業を実施しています。この事業は、軽易な日常生活上の援助を行うことで、在宅の一人暮らし高齢者等が自立した生活を送れるように支援し、要介護状態への進行を防ぐことを目的としています。対象者は、市町村民税非課税世帯かつ、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯を対象に、日常生活上の援助が必要な方となっています。

サービスの内容は、簡単な庭木の剪定や庭掃除などの家周りの手入れ、家屋の軽微な修繕など、日常生活に必要な軽微な作業が中心となっています。ただし、庭木の剪定等は、隣地や生活の場等に草が生い茂り、手入れをしないと衛生上好ましくない場合に限られます。料金は、サービスに要した費用の3割を負担していただき、生活保護世帯は無料となっていますが、剪

定等で発生した枝葉等の処理費や修繕にかかる材料費などは利用者負担となります。

また、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常生活の小さな困りごとを地域で支える仕組みづくりとして、令和2年度から水巻町DCOM(ディーコム)事業を開始しております。

この事業は、地域住民が自治会単位で、自主的に組織し、一人暮らしの高齢者等を支援する互助活動として実施していただいています。現時点で実施している地区は、行政区31地区のうち4地区となっており、令和2年度から猪熊区と頃末南区、令和3年度から中央区、令和4年度から美吉野区が開始しております。支援の内容や支援の担い手・受け手は、地域の実情によって決めることができ、行政区によって様々ですが、先ほど申し上げました4地区のうち3地区で、除草やごみ出しの支援をしております。

最後に2点目の、地域の草刈りボランティアが高齢のためできなくなり、引き継いでくれる人がいない場合、草刈りを継続するためにはどのような方法が考えられますか、とのお尋ねですが、まずは、町内の草刈りのみならず、様々なボランティア活動で地域を支えていただいている皆様に敬意を評するとともに、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。

さて、御質問のように、ボランティア人材が確保できなくなった場合ですが、そもそも、草刈りなどその土地の管理は、土地の所有者または管理者が実施することが大原則であります。例えば、草刈りの場所が公道であれば、その公道の管理責任者である国・県・町のいずれかが対応することになります。また、町が管理している公園であれば町が、地域に管理委託をしている公園であれば地域住民の方々が、草刈り作業を実施することになります。

また、私有地の場合は、その土地の所有者等に管理責任がありますが、何らかの理由により御自身で作業ができない場合は、御家族やご友人などにお問い合わせするか、費用はかかりますが、社会福祉協議会のシルバー能力活用事業や民間事業者に依頼するなどの手段で、草刈りや樹木の枝の剪定などを行っていただくことになります。

各地域で、私有地以外の場所における草刈りの御要望がある場合は、役場に御連絡いただきましたら、今後も各施設等の管理課が対応いたしますし、所在者が不明な場合などにつきましては、産業環境課環境係に御相談いただければ、その都度、対応をさせていただきます。

以上です。

議 長（白石雄二）

これより再質問をお受けいたします。中山議員。

10 番（中山 恵）

防犯カメラの設置について再質問いたします。

「水巻町防犯カメラ設置運用要綱」の下で、防犯カメラが設置されていますけれども、水巻庁舎、図書館、小・中学校等で108台となっております。その中で一番多い台数が水巻庁舎内、議会事務局、3階の情報政策係等も含めて23台となっております。庁舎内には、警察OBの方がいらっしゃいますが、こんなに多くの台数が必要だったのでしょうか。お尋ねします。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えいたします。

役場庁舎につきましては、各課各係の窓口の方向に向けまして、防犯カメラを設置しております。設置をしております台数が多い理由でございますが、役場には住民の方や業者の方など不特定多数の方が出入りする場所となっておりますので、来庁者の方の安全利用のための防犯対策という部分もございますし、それ以外にも、不当要求行為への対策として多くのカメラの設置をしております。

警察OBにつきましては、不当要求行為への対応を主な業務としておりますが、客観的な状況証拠を残す必要もございますので、全ての窓口が撮影できるように、防犯カメラを少し多く設置している状況でございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

はい、中山議員。

10 番（中山 恵）

では、閲覧及び利用の制限を設けているとのことですが、防犯カメラの映像データの利用や提供するケースはどんな場合がありますか。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

防犯カメラの映像データの利用、提供するケースにつきましては、要綱のほうに定めております。「町民等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないとき」、それから「捜査機関から犯罪捜査の目的で提供を求められたとき」、「その他法令等に基づき提出を求められたとき」というふうになっておりまして、そちらに照らし合わせ、提供等を行っております。

以上です。

議 長（白石雄二）

中山議員。

10 番（中山 恵）

水巻町の防犯対策についての取組はどのようになっていますか、お尋ねします。

議 長（白石雄二）

増田課長。

総務課長（増田浩司）

御質問にお答えをいたします。

水巻町での防犯対策としましては、町長の答弁にもありましたように、地域安全パトロール隊による児童・生徒の見守り活動に加え、職員による登下校時の青色防犯パトロールの巡回や定期的な街頭指導を行っています。

また、小学校に入学する新1年生には防犯ブザーの配布でございますとか、防犯灯の設置、町内で起きた犯罪情報を防災メール「まもるくん」で配信をするなど、住民の方が犯罪に巻き込まれないように注意を促しているところでございます。

また、それに加えまして、折尾防犯協会連合会でございますとか、水巻町防犯協会の防犯活動の推進や地域安全運動などの様々な啓発活動を行い、防犯意識の向上の取組を進めているところでございます。

以上です。

議 長（白石雄二）

中山議員。

10 番（中山 恵）

はい。防犯カメラの設置が必要と思われる公共施設については、設置に向けた検討を行っていくとの答弁をいただきましたので、もちろん予算のことがあります。防犯カメラというツールを通じて、防犯力の高い地域づくりができると私は考えております。

交通事故や犯罪などの多かった地域から警察と連携をとり、自分たちで地域を守る意欲を持つようにしていくことは、町として大切な役割だと思いますので、毎年少しずつで構いません、防犯カメラの設置をしていただけますよう要望いたします。

続いて、2番目の地域における助け合いについて再質問いたします。

令和2年度から開始されておりますDCOM(ディーコム)事業のことですけれども、これは31地区のうち実施地区が4地区。これはなんか少ないように思われますが、今後拡大されていく計画等がありますでしょうか。

議 長（白石雄二）

はい、船津課長。

福祉課長（船津未華）

再質問にお答えいたします。

誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けていくためには、御近所の助け合い、支え合いが大きな力になります。そのため、これまで地域で取り組まれてきた見守り活動や交流、居場所づくり、福祉会などの既存の活動の中で、日常のちょっとした困りごとを住民同士の助け合いで解決する、地域の助け合い活動の必要性が高くなっています。

今後も単身高齢者等が増加していくと予測されるため、日常生活の小さな困りごとを地域で支える仕組みづくりが重要と考えており、今年策定した、「第1期水巻町福祉総合計画」においても基本目標「人・地域のつながりづくり」の中で、行政・社会福祉協議会が取り組むこととして、「福祉会等の互助活動を推進します」を掲げ、DCOM(ディーコム)事業の推進に取り組むこととしております。

特に、このDCOM(ディーコム)事業は、住民の自主的な組織運営による互助活動の仕組みづくりを目指しているため、未実施地区に向けては、区長会や民生委員・児童委員協議会等で毎年実施に向けた依頼を行っております。今後も自治会等にこの事業の目的を周知し、実施に向け検討していただくよう働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

議 長（白石雄二）

中山議員。

10 番（中山 恵）

はい。地域の草刈りのボランティアのことの再質問なりますけれども、先ほど町長のほうで私有地の場合は、環境係で対応すると答弁されております。具体的にどのような対応となるか、お答えをお願いします。

議 長（白石雄二）

はい、大黒課長。

産業環境課長（大黒秀一）

再質問にお答えいたします。

毎年、住民の方などから環境係に届いております同様の内容の相談ですとか苦情ですとか、だいたい30件前後ございます。そういった連絡がございましたと、環境係としまして、まず物件の所有者を調べまして、それと同時に職員が現場に向かいまして、その状況を確認・調査して、現場の写真を撮ってまいります。その写真を添付した当該土地の草刈り等の対応をお願いする文書、こちらを物件の所有者宛てに送らせていただいております。その後は、その文書を受け取った土地の所有者なりが対応をしていただくといったところが一連の流れとなります。

また、調査した結果、その土地が公有地である場合もあります。その場合は、土地の管理者であります国・県、または町の担当部署に連絡をして対応をお願いしているところでございます。

以上です。

議長（白石雄二）

中山議員。

10番（中山 恵）

では、空き家の場合は放置されるのでしょうか。お答えをお願いします。

議長（白石雄二）

はい、大黒課長。

産業環境課長（大黒秀一）

当該物件が空き家のケースでございますが、空き家の場合で環境係に連絡がありましたら、まず住宅政策課につなぐんですけども、その後の流れは、先ほど環境係で対応した流れと全く同じでございます。空き家だからといって放置するということではなく、その都度対応させていただいているところでございます。

以上です。

議長（白石雄二）

中山議員。

10番（中山 恵）

はい。そして次は、私たち自分たちの地域のことになりますが、私たちの地域は自分たちできれいにするという気持ちでボランティア活動が継続されていることが求められると思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（白石雄二）

はい、大黒課長。

産業環境課長（大黒秀一）

再質問にお答えいたします。

地域での草刈りボランティア活動が継続されるということは、非常にありがたいことと思っておりますが、ボランティアってものが行政や他人が押し付けるようなものではございませんので、私どもといたしましては個々人の自発的な活動、こちらを見守っていくしかないのかなというふうに思っているところでございます。

しかしながら、本町のきれいな町づくりにつきましては、町民の皆様の御協力が欠かせませんので、環境美化の日における町内一斉清掃などが、町民の方々にとりまして、「自分たちの地域を自分たちできれいにする」というそういった意欲とか気持ちを高めていただくきっかけになれば幸いだというふうに思っております。

今後も、住民の皆様と行政が力を合わせて、水巻町の環境美化を推進していけますよう引き続き努めてまいりたいと思います。

以上です。

議 長（白石雄二）

中山議員。

10 番（中山 恵）

今ですね、環境美化のほうの推進についての答弁がございましたが、これは毎年、参加者の方が高齢化になっております。そして参加したくても、どうしても体が動けなく申し訳ないという声も私のほうにも届いております。そしてまた若い方の参加が少ないのが現状でございます。

今後の環境美化の日についても、高齢者が多くいる地域、特にやはり皆さん、80代以上の方が多く参加されてる地域については、町としては対応策が今後必要になるかと思われまます。どうぞ検討していただくよう要望いたします。

以上で私からの一般質問を終わらせていただきます。

議 長（白石雄二）

以上で2番、中山議員の一般質問を終わります。これをもちまして本日の一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後 0 時 01 分 散会